



平成21年11月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 **オオゼキ**
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 石 原 坂 寿 美 江
(コード番号 7617・東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 コーポレート部長 柵 山 健 哉
(TEL 03-6407-2511)

(訂正)「当社完全子会社化のための定款一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が平成21年11月9日に公表いたしました「当社完全子会社化のための定款一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」に関して、訂正すべき事項がありましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

<訂正前>

(1) 2 ページ目 「I. 1 (1) 定款変更の理由 ②」

上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項(会社法第 108 条第 12 項第 7 号の定めを指し、以下、「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設いたします(以下、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、「全部取得条項付普通株式」といいます。)

(2) 4 ページ目 「II. 1 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由」

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、本完全子会社化手続における③として、会社法第 171 条第 12 項ならびに「定款の一部変更の件-1」および「定款の一部変更の件-2」による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全て(自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに以下に定めるとおり、株主の皆様に対し取得対価を交付するものであります。

(3) 5 ページ目 「II. 2 (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項」

会社法第 171 条第 12 項ならびに「定款の一部変更の件-1」および「定款の一部変更の件-2」による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日(下記(2)において定めます。)において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株式にかかる株主(当社を除きます。)の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 50 万分の 1 株の割合をもって交付します。

<訂正後>

(1) 2 ページ目 「Ⅰ. 1 (1) 定款変更の理由 ②」

上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項(会社法第108条第1項第7号の定めを指し、以下、「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設いたします(以下、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、「全部取得条項付普通株式」といいます。)

(2) 4 ページ目 「Ⅱ. 1 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由」

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、本完全子会社化手続における③として、会社法第171条第1項ならびに「定款の一部変更の件-1」および「定款の一部変更の件-2」による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全て(自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに以下に定めるとおり、株主の皆様に対し取得対価を交付するものであります。

(3) 5 ページ目 「Ⅱ. 2 (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項」

会社法第171条第1項ならびに「定款の一部変更の件-1」および「定款の一部変更の件-2」による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日(下記(2)において定めます。)において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株式にかかる株主(当社を除きます。)の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を50万分の1株の割合をもって交付します。

以上